П

1月10日 (火曜日)

四三四の一防府市大字佐野字首括り

出む の 防 備 流

限度の伐採の

の相続人

. 昌 英

通知の内容を掲示した場所

防府市役所

係る保安林の所在場所指定施業要件の変更に

的さし保 れて安 た指林 目定と

定施業要件変更に係る指

住森

所林

氏名又は名称 有 者

## 平成 24 年

### 宇部都市計画道路の変更の案の縦覧 (都市計画課) 保安林の指定施業要件を変更する旨の通知の内容の要旨及び掲示場所 (二件) 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)..... 土地改良区役員の届出 (農村整備課) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 ( 商政課 ) .... 目 次

## 山口県告示第四号

Щ

三十三条第三項の規定による通知の相手方が知れず、又はその所在が不分明であるた 森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第三十三条の三において準用する同法第 同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示した。

その要旨及び掲示場所は、次のとおりである。

平成二十四年一月十日

通知の内容の要旨

山口県知事 \_ 井 関

成

Ξ Ξ 兀 \_ 五〇 二四九 五 二四八周南市大字須万字柏ケ谷 係る保安林の所在場所指定施業要件の変更に 周南市役所 通知の内容の要旨

出の 防 備流

的さし保 れて安 た指林 目定と

定施業要件変更に係る指

住森

所林

氏名又は名称 有 者

の相続人河村フサコ

11

11

11

11

"

通知の内容を掲示した場所

山口県告示第五号

た。 その所在が不分明であるため、 三十三条第六項において準用する同条第三項の規定による通知の相手方が知れず、又は 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第 同法第百八十九条の規定によりその通知の内容を掲示し

平成二十四年一月十日

山口県知

事

井

関

成

その要旨及び掲示場所は、

次のとおりである。

通知の内容の要旨

限度の伐採の

"

所林 氏名又は名称 所 有 者 小原美代子

住森

11

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第三 急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

山口県知事

\_

井

関

成

その関係図面は、

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号

## と五号を結んだ線に囲まれた区域

	"	"	"	"	Щ	市
					市	名
	"	"	"	"	阿 東	大
					徳	字
					佐 上	名
_	"	"	"	"	上	字
					大	
					坪	名
	_	=	_	_	_	地
	Ξ	五	O	〇七九	四五の	
	一三〇地先			76	<u>б</u>	
						番
	五号	四号	를	二号	— 号	
	7	7	7	7	7	標
						柱
						番
						号

### 区域の名称 大坪①地区

畄

囲

健

の半 相田

定

続

畄

囲

健

住森

析

氏名又は名称 有 者

区域の範囲

と五号を結んだ線に囲まれた区域 次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一 号

"	"	"	"	Щ	市
				П	
				市	名
"	"	"	"	阿	大
				東 徳	字
				佐 上	名
"	"	"	"	 下	字
				大	
				坪	名
	 	一七四	一七八		地
					番
五号	四号	三号	<u></u> 등	_ 号	標
					柱
					番
					号

## 山口県告示第七号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号に規定する道路

周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年一月十日

山口県知 事 井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	(平方メートル) る土地の面積 道路の敷地とな	
下松市瑞穂町三丁目六〇六の九	四.五	二九・九	一三八・八〇	
三八及び四九の四三下松市望町一丁目四九の三二、四九の	<b>☆・</b> ○	三三五		

## 山口県告示第八号

の位置を次のとおり指定した。 建築基準法 (昭和二十五年法律第二百一号) 第四十二条第一項第五号に規定する道路

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年一月十日

山口県知事 井 関 成

二山陽小	地
小野田市	名
P 大字 埴	及
生 生	び
字嶋田五	番
ー 九 の	地
	幅
四 · ○	(メートル)
	延
- 七・-	(メートル)
セニ・セニ	(平方メートル) 道路の敷地とな

( 九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

二十三年八月十九日山口県公告 (二六二) に係る大規模小売店舗について次のとおり長 門市から意見を聴きました。 大規模小売店舗立地法 (平成十年法律第九十一号) 第八条第一項の規定により、平成

政課及び長門市経済観光部商工水産課において公衆の縦覧に供します。 当該意見は、平成二十四年一月十日から同年二月十日までの間、 山口県商工労働部商

平成二十四年一月十日

山口県知事 = 井 関 成

> 名称 所在地 特に配慮を求める事項はない。 意見の概要 大規模小売店舗の名称及び所在地 長門市東深川二三三八 コメリホームセンター 長門店

# (一〇) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地

平成二十四年一月十日

区山口市阿知須土地改良 就任した役員 土地改良区の名称 監理 事事 の 別 理 事 長尾 氏 名 進 山口市阿知須一五一七の二 山口県知事 住 = 井 関 成 所

中尾 師井 伊藤 大田 忠良 晴海 三郎 峯 雄 隆文 富雄 宏紀 孝 六六一八 四〇三五の四 七二二 五九一七の 二五九二の一 八〇五〇 五四六四 八二九二の一 八八二の

退任した役員

中村 藤村

久保田睦夫

三四一九

二五六五の二

所

区山口市阿知須土地改良 土地改良区の名称 監理 事事 の 別 理 事 武永 氏 輝男 名 山口市阿知須二六三三 住

山本

徹

六六四九

五都市計画の案の縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び宇部市土木建築部都市計画課